

事前申請が
必要です！

麻しん風しん混合（MR）ワクチン供給不足に 伴う定期予防接種の期間延長について （長期療養を必要とする疾病等による定期予防接種特例措置）

1 対象者及び延長期間

MRワクチンの供給不足に伴い、やむを得ず接種期間内に定期接種が受けられなかった宝塚市民については、市が認めた方に限り、令和9年3月31日まで定期接種の接種期間を延長します。

	対象者	延長期間
麻しん風しん 第1期	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれで 2歳までに接種できなかった宝塚市民の方	令和9年3月31日まで
麻しん風しん 第2期	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれで 令和7年3月31日までに接種できなかった宝塚市民の方	

2 接種前の手続きについて

決定通知書と専用の予診票を発行しますので、窓口か郵送で下記のものを提出してください。

- ①申請書（健康センターにて配布、もしくは市のホームページにて、ダウンロード可。）
- ②母子健康手帳の「出生届出済証明」と「予防接種記録欄（白紙部分を含む全ページ）」のコピー
- ③（郵送の場合のみ）返信用封筒（送付先を記載し、切手を貼付したもの）

【提出先】〒665-0827 宝塚市小浜4-4-1

宝塚市立健康センター（宝塚市健康推進課） 予防接種担当

※接種の際、決定通知書と専用の予診票は実施医療機関に持参してください



定期予防接種特例措置に
ついて

3 費用 無料

4 注意事項

- ・申請せずに接種した際の費用は払い戻しできません。必ず接種前に手続きしてください。
- ・市外の実施医療機関で接種する場合は別途手続きが必要になります。
（市ホームページをご参照ください）

【お問い合わせ先】

宝塚市立健康センター 予防接種担当 TEL 0797-86-0056



市外で定期予防接種をする
場合の手続きについて